

# 市民税・県民税

## よくある質問

### 郵送での申告にご協力を

市役所は新庁舎建設工事のため、構内の駐車場が大変混雑しています。令和5年分の市民税・県民税の申告は、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。市ホームページから申告書が作成できますので、「桐生市 申告」と検索し、ご利用ください。必要書類や申告会場などは、広報きりゅう1月号が市ホームページをご覧ください。

郵送による申告が難しく市役所の申告会場に来場する場合、構内駐車場が混みあっているときは、来庁者用臨時駐車場をご利用ください。

市役所の申告の受付場所は1階玄関口ビーです。来場した際には、まず最初に受付してください。その後、順番に申告会場（市役所2階、市民サロン）へ案内します。

問い合わせ＝税務課市民税担当（☎内線226）

#### Q1 年金収入しかないが、申告の必要はある？

昨年の状況により異なります。（以下一例）

公的年金収入が400万円を超える	確定申告が必要
公的年金収入が400万円以下で課税のある人が、医療費控除などを受ける場合	市民税・県民税の申告が必要
公的年金収入が151万5千円以下（65歳以上） 101万5千円以下（65歳未満）	非課税となるので申告の必要なし

#### Q2 確定申告の必要はないと言われたが、市民税・県民税の申告は必要ある？

必要な場合があります。給与や公的年金以外で収入があった場合、市・県民税の申告が必要です。

#### Q3 医療費控除を受けると医療費が戻る？

医療費は戻りません。医療費控除を受けると、課税される税金が安くなります。ただし、非課税となる人は申告しても税額に変更はありません。

#### Q4 医療費控除を受けるにはどうしたらいい？

医療費控除の対象者は、1～12月の医療費（実質負担分）が、10万円（または所得の5パーセントのいずれか低い金額）以上の人です。該当する人は、医療費の領収書などから「誰が」「どこで」「いくら支払い」「生命保険などからいくら補てんがあった」かを明細書にまとめ、申告してください。

## 所得税



### 自宅で確定申告できます

マイナンバーカードを使って、自宅からパソコンやスマートフォンで確定申告できるe-Tax<sup>タックス</sup>をぜひご利用ください。e-Taxは、①税務署への申告書持参が不要②添付書類の提出が不要③印刷や郵送代が不要④早期還付（3週間程度）⑤確定申告期間中は24時間利用可能などのメリットがあります。

事業所得や不動産所得がある人の青色申告決算書や収支内訳書もパソコンやスマートフォンから作成できます。作成した青色申告決算書などのデータを翌年に引き継ぐことで、翌年以降の減価償却費の計算など一定の項目の入力が省略されます。さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書などのデータを利用することで、一定の項目が自動入力されます。



▲確定申告等作成コーナー

### ▶確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

確定申告会場内の混雑緩和のため、会場への入場には入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要です。入場整理券は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得するか、会場で当日配付します。

確定申告会場は、混雑が予想されます。特に申告期限間際は大変混雑しますので、来場する場合は早めにお越しください。

問い合わせ＝桐生税務署  
（☎22-3121）※自動音声に従い「2」を選択



▲国税庁LINE公式アカウント